

茨木市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との

連携と協力に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上及び地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上及び地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進・食育に関すること
 - (2) 地域福祉の推進に関すること
 - (3) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
 - (4) 防災・災害対策に関すること
 - (5) 産業振興・中小企業支援に関すること
 - (6) その他、両者が協議し、必要と認める取組に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月7日

甲：茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長

福岡洋



乙：大阪市北区西天満四丁目15番10号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
大阪支店 支店長

光田幸司

